

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容	
	見解	補足資料	見解	補足資料					
29	「登記情報提供サービス」は、オンラインシステムがすでに構築済みであることから、各自治体が積極的にサービスを利用するために支援となるのは、登記手数料の支払及び指定法人への協定手数料の支払等に関する部分のみであると見ている。 しかし、いただいた回答では、集約化について今後どう検討されるのか、実現の時期はいつになるのか、などについて具体的な説明がない。 多数の自治体が支援案件として早急な解消を求めている中、今後の方向性を明確に示してもらいたい。		【通田市】 地方団体では、現在事務に支障がでているので、検討中の計画等の動向とは関係なく、求める措置を実施すべきである。また、法務局の支局、出張所の設置等により支障がでていることを鑑みれば早急に対応すべきである。なお、地方団体の実現を考慮した回答をすべきである。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		いたいただいた提案に関し、一定の法令上の根拠に基づき官庁又は公署から登記情報(CSVデータ)の提供の依頼があった場合については、現状、官庁又は公署に対して当該登記情報をUI/UXなどで提供していない。官庁又は公署が情報の運用サービスにアクセスすることで当該登記情報をオンラインで取得することができよう。システムの構築を行っており、平成32年度からの運用を目指している。これにより、一定の法令上の根拠に基づく登記情報の提供の依頼について、登録記録に取次ぎオンラインでこれを取得することができるとなる。 また、行政手続において登記事項証明書の発行が容易となることを内容とするデジタルファースト法案及び当該法案の実現に必要な行政機関間の登記事項証明書形式での情報連携のシステム整備について検討中であり、遅付省庁が可能なものとして不動産登記の情報を対象とするかどうか、情報連携の相手先として地方自治体まで対象とするかどうか、公用語をきむむもどうも含めて検討されているところである。 登記情報提供サービスで公開請求を認めて手数料を免除することを実現するに当たっては、現行の官庁又は都道府県の登記事項証明書の公開請求と併せて、国又は地方公共団体の職員が職務上請求するものであることを確認することが必要となる。コンピュータによって自動的に処理が行われる登記情報提供サービスにおいては、そのような取扱いをする余地がない。なお、既に費用をかけてシステム改修を行うこととした場合、提供サービスの利用者に対し、公開請求分の負担を負わせることとなってまいらう。上記の仕組みが実現されることにより、御提案については措置され、登記情報提供サービスでの対応を求めニーズが変化し得ることから、これらの仕組みの実現後に、登記情報提供サービスでの対応の可否を改めて検討していくこととしている。	6【法務省】 (1)不動産登記法(第16法123) 電算機回線による登記情報の提供を地方公共団体の職員が職務上利用する場合の登記手数料等の取扱いについては、官公署から登録登記所に法令に基づく登記情報の提供依頼があった場合に、オンラインでこれを無償提供することを可能とし、2020年度から運用を開始する。	
184	「人権啓発活動ネットワーク協議会等を通じて地方公共団体等の意見を聴取し、各種規程や制度の運用を見直してきた」に關し、ネットワーク協議会は他の構成員も出席されていることもあり、当該協議会に関する意見を提出する機会と認識しております。また、検討結果について連絡を受けた認識はない。今後、ネットワーク協議会が、委託要綱に係る意見提出する場であることを明確化していただきたい。 「政府全体としての支払基準の整合性を確保する」という本申合せの趣旨に沿った形で行われるべきに關し、複数の府省においては本基準を参考にしつつも、地域での実態に即した事業執行に支障がでないよう、基準設定に關し、委託団体の「既存の内規」等に基づき、支払うことを可能とされている以上当然だと考える。 加えて、「開かれた財源の中で、著名人等に講師を依頼する場合の謝礼上限の引上げ及び講演会等の開催通知資料の作成数上限の引き上げを行うことは、このような委託事業の多様性を損なうおそれがあることから、見直しに際すことは相当でない」との指摘に關し、本提案はあくまでも国の「教育の機会均等私法基準」に規定されているように支払を確保する場面に、地域の事情も踏まえて委託団体の既存の内規等に基づき謝金を支払うことを可能とするよう求めているものである。当面においても、パブリックコメント等の手続きを経て実行ルールの内規を定めているので、その範囲での対応を認めようとする。資料作成態様についても、複数の自治体で現行規定が妥当でないと思えているが、貴省において、具体的にどのような見直しが行われてきたのかお示しいただきたい。 講師の経費代等に關し、は、現に国・地方自治体を問わず、例えば役務提供が昼食時間を踏むるなど、効果的な事業実施に当たり合理的な理由の下で支出を行っている例もあることから、本事業において一律に「講師個人が負担すべき」とするのは、事業趣旨に沿ったものとは言えないと考える。 更に、講師のタクシー代については、地方公共団体における旅費の支給規程に準ずることもあり得ることであるが、明らかに公共交通手段がない場合も合理的な理由に言まれる点も考慮して、その旨を事案上、明確にしていた。なお、事案以外の類型にすることが出来るものもそうでないものと区分を明確化し、委託者である地方公共団体が制度を最大限活用可能なようにすべきではないか。 以上の点も踏まえ、本提案について再検討を求める。				【全国知事会】 人権啓発活動地方委託事業については、平成25年度に全国知事会から自由度の高い交付金とすべきと指摘しているが、交付金はなされていない。地方が自主的に判断して事業実施できるよう、地方に必要な財源措置を前提とした自由度の高い交付金とすべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		人権啓発活動ネットワーク協議会は、地域における関係機関が連携協力し、人権啓発活動を総合的かつ効果的に推進することを目的とした横断的なネットワークである。同協議会の委員の構成に關し、同協議会の構成員で、より効果的・効率的な啓発活動を企画・検討する中で、委託要綱等の見直しに關し、必要に応じて意見交換していただきたいと考えており、それが認識の共有にもつながると考えている。 法務省・地方連絡会を通じていただいた意見については様々な観点から検討しており、講演会等の開催通知資料の作成数上限について、今回の提案や同協議会を通じて寄せられた意見を受けて検討し、見直しを行ったところである。 一方で、謝金の標準支払基準については、法務省の人権擁護機関が各地域で講演会等を実施する場合においても本基準に基づいて謝金の支払いを行っており、地方委託事業についても、これと異なる独自の基準を設ける合理的な理由はなく、見直しは困難と考えている。 また、個別の事情に基づいた合理的な適用という観点からも、旅費の取扱い等の趣旨までも考慮して、講師のタクシー代について、公費の交通機関がない(徒歩による移動が困難な距離)である場合、合理的な理由があるものと認められる場合には、委託費から支出して差し支えない。また、講師の昼食代については、国費公務員等の旅費に關する法律や地方公共団体における旅費規程に照し、自費を支給する場合、これも併せて行うことができるとも考えている。	6【法務省】 (2)人権啓発活動地方委託事業 人権啓発活動地方委託事業については、2019年度事業から、講演会等の会場確保や企画内容に照して広い地域からの来場者が見込めるともに費用の大幅な超過を生じない場合には、上乗金を超える開催通知資料の作成を認めることとし、その旨を都道府県及び市町村に2018年度中に周知する。	
281	貴省御回答のとおり、総務府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。 しかし、昨年度本県が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所庶務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づき「請求権を有していない」とを根拠に収容先の施設についての情報を得られなかったこと、昨年度受入及び今後の執行に係る技術的助言である「保育士登録の取消しに関する事項について」(平成30年3月20日付子券0320第5号)においても、貴省御回答の見解が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係部署において見解が有されていないことにより混乱が懸念されることである。このため、改めて貴省御回答に基づく技術的助言を明文でお示しいただくよう要望する。							本案件については、法務省本省の矯正局へ照会を行っていただく必要がある。平成30年3月20日付子券0320第5号「保育士登録の取消し」に関する事項についてご補足する事務連絡によって照会先の周知を誤ってまいりました。	
285	【法務省】 「就業支援資金制度の政策目的」 就業支援資金制度は、農業の技術の習得及び経営方法の習得の支援等併せて、農業を担うべき青年農業者等の新規就農者の確保を、もって農業の健全な発展と農村の活性化に寄与することを目的とする。 「サービスを取り扱わせることの必要性」 ①青年農業者育成センターは就業支援資金制度を含む新規就農の促進を図ることを業務としており、サービスに未収金の回収を取り扱わせることで、本県の新規就農者確保に注力することができる。 ②追加共同提案団体からの支障事例のとおり、他県でも青年農業者育成センターは未収金の回収に着手している県が多。センターから県への償還に支障が生じる可能性がある。その場合、各センター又は県において財源手段が必要となる。そのような事態にならないようにするため、未収金の回収を進める方法の選択肢を増やす必要がある。 ③内閣府公費サービス改革推進室が「地方公共団体の公費債権回収促進のための民間委託に関する調査」(平成26年2月)が出されており、国でも債権回収における官民連携・民間委託の方向を示している。センターは自治体ではないが下記のとおり債権管理回収業に関する特別措置法の貸付主体と同様であると考える。 ④債権管理回収業に関する特別措置法では貸付債権の主体として「独立行政法人中小企業基盤整備機構及び独立行政法人住宅金融支援機構」並びに「都道府県」とした貸付業務を行う団体採択されており、就業支援資金貸付で重要な役割を果たす青年農業者育成センターも種別の貸付主体と言える。 【農林水産省】 就業支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、農業者からセンターへの未収金が償還困難であるとセンターから県、県から国への償還が困難になるため、就業支援資金制度を所管する立場から今回提案の必要性についての見解をお示しいたい。		【福岡県】 就業支援資金の農業者への貸付原資の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収金回収が進まないことで、センターから県、県から国への償還が困難となるため、今後提案についてご支援願いたい。				【法務省】 「サービス」を取り扱うことのできる特定金融債権の範囲の拡大に当たり、社会経済上のニーズの変化等を調査検討した上、政策の実現のためサービスに取り扱わせることの必要性の有無の検討が必要であることは前回の回答したとおりであること、御説明いただいた見解を踏まえても、就業支援資金制度に係る貸付金については、そのような必要性のある債権とまでは認め難いと考えている。 【農林水産省】 就業支援資金の貸付債権については、農業者への貸付主体である青年農業者育成センターが、適切に回収したうえで、都道府県に償還を行い、国に償還していただく必要があると考えている。		